

カートリッジ・クイック発注サービス利用約款（コレモール）

「カートリッジ・クイック発注サービス利用約款」（以下「本約款」といいます）は、お客さま（以下甲といいます）がキヤノンマーケティングジャパン株式会社およびキヤノンマーケティングジャパングループ（相称して以下「乙」といいます）より本サービス（本約款第1条において定義されます）の提供を受けるに際し、共通に適用されるものとします。なお、本約款に特段の定めのない事項については、ネットアイ利用規約の定めが適用されるものとします。

第1条（定義）

本約款において、次の各号に定める用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

- ① 「本サービス」とは、次条に定めるサービスをいいます。
- ② 「機械」とは、本サービスの対象となる、甲が所有あるいは使用するキヤノン製レーザービームプリンター、キヤノン製スモールオフィス向け複合機もしくはキヤノン製大判プリンター等をいいます。
- ③ 「消耗品」とは、機械に使用される次の消耗品をいいます。
消耗品一覧（対応機種のみ）：トナーカートリッジ、ドラムカートリッジ、回収トナーボックス、インクタンク、メンテナンスカートリッジ
- ④ 「NETEYE」（以下、「ネットアイ」と表記）とは、乙の提供する、インターネット回線を利用して印刷機器の稼働状況等を把握するオンラインサポートサービスをいいます。
- ⑤ 「NETEYE 機器」（以下、「ネットアイ機器」と表記）とは、機械に内蔵され、またはネットアイを提供するために乙が甲に貸与する情報送信装置、そのほかの付属機器の総称をいいます。
- ⑥ 「担当者」とは、本サービスに関する甲の管理者をいいます。
- ⑦ 「コレモール」とは、乙が提供する法人向けの購買用のECサイトをいいます。

第2条（本サービス）

本サービスは、ネットアイにより、機械内の消耗品の残量不足を検知した場合、甲の担当者と、甲を担当する乙または乙の販売店の営業担当者宛に、その旨とコレモールのURLをメールで通知するサービスをいいます。

2) 甲の担当者は、前項のメールに記載されたURLからコレモールにアクセスし、消耗品を発注することができます。この消耗品の売買取引については、コレモール所定の利用規約の定めが適用されるものとします。

第3条（本サービスの提供）

甲は、乙所定の申込書に必要事項を記載のうえ、乙に提出することにより、乙に本サービスの利用を申し込むものとします。乙は、当該申込書を受領した後、甲が必要な条件を満たしているかどうか（次条の条件を満たしているかどうかを含むが、これに限らない）を速やかに確認するものとし、必要な条件を満たしていると判断した場合には、甲に対して本サービスの提供を開始します。

第4条（条件）

甲が本サービスの提供を受けるにあたっては、甲によりコレモールの登録がされていることを条件とします。

2) 甲は、ネットアイと連携することにより機械の稼働状況等を把握することに合意するものとします。なお、甲は乙指定以外の消耗品を使用した場合、稼働状況等が正確に把握できず、その結果として、本サービスが適切に提供できない場合があることをあらかじめ了解するものとします。

3) 甲は、乙が機械の稼働状況等を把握したうえで、甲に対して各種提案および営業活動を行うことがあることをあらかじめ了解するものとします。

4) 甲は、本サービスの提供期間中、乙所定の方法により、機械についてネットアイの提供を受けるために必要な設定を行い、そのほか乙の指示に従い、ネットアイの提供を受けるために必要なインターネット環境等を維持するものとします。

5) 甲は、ネットアイ機器を接続するために必要なネットワーク設定情報を乙に提供するものとします。

第5条（利用料）

本サービスの利用料は、無償とします。

第6条（個人情報の利用）

乙は、甲から受領した個人情報を、「個人情報の取り扱いについて」

(https://oss.canon.jp/cmj_shop/usersguide/pages/guide_privacy.html) に記載のとおり、取り扱うものとします。

第7条（免責）

本サービスの提供が遅延し、または不能となった場合であっても、乙は、乙の故意または重大な過失による場合を除き、甲に対して一切その責を負わないものとします。

2) 乙は、甲が使用するインターネット回線に起因して、または甲が当該インターネット回線を変更したことに起因して甲または第三者に生じた損害もしくは不利益等について、一切責任を負わないものとします。

3) 前各項に定めるほか、何らかの事由により本サービスの提供が不能となった場合であっても、乙は、乙に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第8条（期間）

本サービスの提供期間は、第3条に基づき乙が本サービスの提供を開始した日から甲がコレモールを退会する日もしくは機械を廃棄する日のいずれか早く到来する日までとします。

2) 前項の定めにかかわらず、乙は、2ヶ月以上前までに甲に通知することにより、本サービスの提供を終了させることができるものとします。

第9条（反社会的勢力排除）

①甲および乙は、自己（役員を含む）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個

人を問わない) の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、または交際しないことを約するものとします。

2. 甲および乙は、相手方が前項に違反し、またはそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに本サービスの甲への提供を終了することができるものとします。

第10条 (協議)

本約款各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、甲および乙は、誠意をもって協議し、取り決めるものとします。

第11条 (本サービスおよび本約款の変更)

乙は、効力発生日を定めたうえで、原則として当該効力発生日の30日以上前に、甲に対して変更後の本サービスの内容および本約款を、Web サイト

(<https://cweb.canon.jp/neteye/agreement/>) にて通知することにより、本サービスの内容および本約款を変更することができるものとします。甲が変更後の本サービスの内容および本約款に同意できない場合には、前記の予告期間中に乙に通知することにより、本サービスの提供を受けることを取りやめることができるものとします。

以上

改定日 2023年12月14日